

設計に当ってはつぎのような点に注意する必要がある。

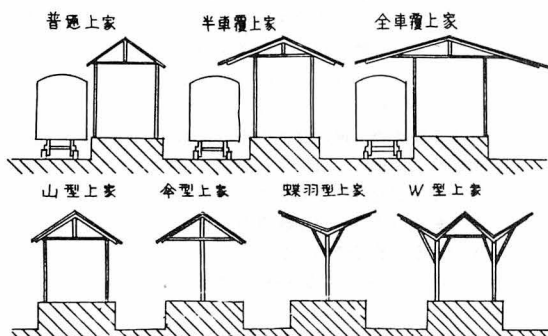
1 鉄道は貨物を引受けてから引渡すまで保管の責任があるので、火災に対して上家は耐火的な構造とする必要がある。

2 夜間作業・曇天等の場合を考慮して照明設備が必要である。

3 採光と換気についても十分注意すること。
つぎに設備標準では貨物積卸場の取扱数量の多い少ないによって、つぎの3型式に区分している。

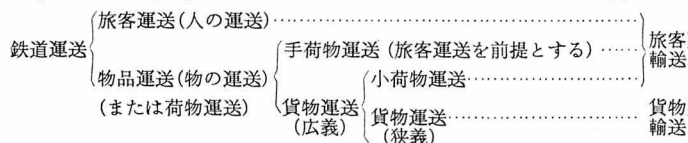
(型 式)	(年間貨物取扱量)	(線路側)	(通路側)
1 号 型	20,000 t 以下	0.3 m 以下	1.0 m 以下
2 号 型	70,000 t 以下	2.0 m	1.5 m
3 号 型	70,000 t をこえるもの	2.0 m	3.0 m

貨物上家の形式



貨物上家の型式には図に示すように種々のものがある。列車扱ホームのように狭いところに設けるには傘型や蝶型がよく、一般には山型を用い、小口中継ホーム等のようにとくに幅員の広い場合にはW型を用いる。貨物上家の構造は木造、古レール造、鉄骨造で造られる。柱間隔については構造上と荷役作業上との両面から十分に検討することが必要である。上家内は舗装することが原則である。(近藤正弘・村田蔵人)

かもつうんそう 貨物運送 鉄道運送を運送する客体により区分すると旅客運送と物品運送に大別することができる。物品運送をさらに区分すると、手荷物運送、小荷物運送および貨物運送に分けることができる。手荷物運送は旅客運送を前提として行われる点でその他の物品運送と異なるものである。法令上の荷物運送には手荷物運送と広義の貨物運送とがある。小荷物運送は広義の貨物運送に含まれる。広義の貨物運送のうちで旅客列車により運送するものが小荷物運送であり、貨物列車により運送するものが狭義の貨物運送であって、これを表示すればつぎのとおりである。



小荷物運送は旅客列車によるため比較的少量のものに限定されるが、貨物運送にあっては貨車に積載可能なものであれば原則として運送の対象になるわけである。(重森直樹)

かもつうんそうきそく 貨物運送規則 物品運送における運送人と荷送人の間の権利義務の関係等重要な事項は、商法その他の法令に定めてあるが運賃・運送条件・付帯条件などは両者の契約によって定まることになる。貨物運送規則は国鉄が鉄道運送人として公示した貨物関係の*運送約款に相当するもので、その内容は総則、貨物の取扱、運賃および料金の計算、運賃および料金の收受等よりなり、別表として貨物運賃等級表、危険品包装表、貨物賃率表、貨物割引賃率表、貨物料金表、貨物標準数量表等が定められている。(重森直樹)

かもつうんそうせいどのえんかく 貨物運送制度の沿革

1 明治時代 わが国の鉄道が初めて貨物列車を運転し貨物の運送取扱を開始したのは最初の鉄道開通の日より遅れること約1年、明治6・9・15であった。当時の国内事情は維新の戦いまだ収まらず、物資の移動も少なく、また制度的にも翻転的色彩が強く、わが国情にそわない点が多かった。

当時制定された太政官布告第316号貨物運送補則並賃金表によれば、内容は主として小口貨物を対象として作られており、現在の車扱貨物のように1車を占用する大量貨物については、異例なるものとして品目を限定し、1車につき運賃幾何と定めていた。

しかしながらこの制度も国情に合致しなかったのと、賃率が高すぎたという事由から、制定後わずか1年で早くも一部改正をよぎなくされた。

この改正によって初めて貨物等級制度を採用し、一般貨物は1級から5級までと、そのほかに級外品の6等級に分けられた。これらの等級分類は主として貨物の価格によって行われ、容積を考慮に入れた跡はほとんどみられず、わずかに空桶(おけ)、車類のような特別のものを級外品としていたに過ぎなかった。また当時の等級には動物についての等級はなく、明治8・6にいたり初めて馬・牛・小牛・羊・山羊および豚の運賃が定められた。おもしろいことは明治9・4横浜・新橋間を当時まだ定めていなかった象1頭の輸送方依頼があったことで、これに対しては臨時の約束によって取扱ったことである。このようにして国内事情に即応すべく着々としてそのつど改正を重ね、制度的にも整備を重ねてきたが、明治12年の改正によって、初めて貨物運送取扱の種類である扱種別と最低運賃制度とが採用された。

明治14年ころは国内産業を盛んに奨励するための一手段として、各地に博覧会が開催されたが、その中で京都において開催された第2回内国勸業博覧会に対しては、その出品物に対し運賃の2割減を行った。これが現在の博覧会等の出品物に対する運賃割引のはじめである。

明治6年にわずかに18マイルに過ぎなかった鉄道マイル数は、その後着々としてのび明治17年には182マイルにもおよんだ。しかしながら運賃制度の面においてはまだ旧体いぜんたるものがあり、とくに東西官設鉄道において別個に採ってきた運賃制度の統一を図る必要が生じてきた。そこで明治17・8の改正によってその統一が図られた。同時に貨車の両数および種類の増加に伴ない貨車の大小により運賃の区別を行うこととなった。

火薬類の運送開始 創業当時の*〔鉄道略則〕には、火薬その他硝性爆発質燃焼質物品は運送しない旨規定していたが、